大阪府情報公開条例

第八条　実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができる。

第８条第１項第３号

（３）府の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、府民の正確な理解を妨げることなどにより不当に府民の生活に支障を及ぼすおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

大阪府情報公開条例解釈運用基準

〔趣旨〕

１　本号は、府又は国等における計画、施策等の立案、決定、実施に際しての調査研究、企画、調整等の公正かつ適切な執行を確保する観点から、定めたものである。

２　府又は国等における意思形成過程は、できる限り公開し、そこに府民の意見を反映するように配慮すべきである。また、府又は国等における意思決定は、情報の収集、調査、企画、調整、内部的な打ち合わせ、関係機関との研究、検討、協議等を繰り返しながら段階的に形成されていくものであるから、府政への府民参加の推進という観点からは、意思形成の段階ごとに公開していくことが望ましい。

しかしながら、意思形成過程情報の中には、行政内部で十分、検討・協議がなされていない情報や精度の点検がなされていない情報などが含まれている場合がある。これらの情報をそのまま公開すると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、行政内部の自由率直な意見交換を妨げたり、審議会等における意思決定の中立性を損なう場合があり、また、府民に無用の誤解を与えて混乱を生じさせるなど府民生活に支障を及ぼしたり、特定のものに合理的な理由なく利益を与え、不利益を及ぼす場合もあり得る。このような事態を防止するため、意思形成過程の情報を公開することの公益性を考慮してもなお、これらの府又は国等における意思形成等に及ぼす支障が看過し得ない程度のものである場合には、これを公開しないことができるとするのが本号の趣旨である。

〔解説〕

１　「府の機関」とは、府の執行機関、附属機関、補助機関をいう。したがって、執行機関である知事や行政委員会等だけでなく、地方自治法第１３８条の４第３項に定める附属機関並びに副知事、会計管理者及び出納員その他の会計職員並びにこれらの者以外の事務吏員又は技術吏員その他の職員といった補助機関が全て含まれる。

「国等の機関」とは、国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体のすべての機関をいう。

「府の機関又は国等の機関が行う」とは、府が行う場合（機関相互で行う場合、受託により行う場合を含む。以下同じ。)、国等が行う場合、府と国等が共同で行う場合などをいう。

２　「調査研究、企画、調整等」とは、府又は国等における施策の立案等のために行う調査研究、企画、調整、検討、審議、協議、打ち合わせ、相談等をいい、「関する情報」とは、これらに直接使用する目的で作成し、又は取得した情報及びこれらに関連して作成し、又は取得した情報をいう。

なお、大学又は研究機関等において、府又は国等における施策の立案等を前提とせずに行われる調査研究は、本号には該当しない。

３　本号を適用して非公開とできる場合は、次のいずれかの状況が生じる「おそれ」がある場合に限られる。

（１）率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる。
（２）府民の正確な理解を妨げることなどにより不当に府民の生活に支障を及ぼす。
（３）特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす。
本号該当性については、公開することによって生じるそれぞれの支障の内容、程度等を具体的かつ客観的に検討して、その「おそれ」の有無を的確に判断しなければならない。また、「不当」の判断については、当該情報の性質に照らし、公開することによる利益と非公開とすることによる利益とを比較衡量してなされるべきである。
４　調査研究、企画、調整等に関する情報は、当該調査研究、企画、調整等が終了した後においては、非公開とすべき特段の事情がない限り、原則としてこれを公開するものとする。

〔運用〕
　行政文書公開制度は、本来、府政への府民参加を推進すること等を目的として設けられた制度であることから、本号の安易な運用は、行政文書公開制度の趣旨自体を損なう結果になりかねない。本条例制定の趣旨・目的に照らしても、府又は国等における意思決定に関する情報は、意思形成の各段階ごとに可能な限り公開していくことが求められていることに十分留意すべきである。
　また、意思形成過程の情報であっても審議会等の情報については、第３３条で「会議の公開に努めなければならない。」と規定し、これに基づき各実施機関において「会議の公開に関する指針」を定め、「会議の公開制度」を実施していることに留意する必要がある。

〔該当する情報例〕
（１）「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がある情報
・　人事異動の案
（２）「不当に府民の生活に支障を及ぼすおそれ」がある情報
・　経済活動の規制や公共施設の設置に係る行政内部の検討資料等で該当のもの（公表されているダム建設計画の検討のための客観的科学的な地質調査の報告書は該当しない。最高裁判所（第一小法廷）平成７年４月２７日判決（平成６年（行ツ）２１６号）及び大阪高等裁判所平成６年６月２９日判決（平成４年（行コ）３１号）参照。）
（３）「特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」がある情報
・　各種試験委員会会議録